

第
4914
号

(2-2)

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2014年)平成26年 2月 3日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

災害派遣手当の所得税の取扱い

Q：都道府県又は市町村に派遣された国又は地方の行政機関の職員に対して支給される災害派遣手当は、どのように取り扱われますか？

A：非課税となります。

【解説】

さきごろ、国税庁から同様の文書回答事例が公表されました。

それによりますと、次のように取り扱うこととされています。

給与所得者が勤務する場所を離れてその職務を遂行するため旅行をした場合に、その旅行に必要な支出に充てるため支給される金品で、その旅行について通常必要であると認められるものについては、非課税所得とされています。

復興法に基づく災害派遣手当は、派遣された職員が本来の勤務地を離れて派遣先の区域に滞在するために必要な宿泊費等の実費弁償としての性格を有しており、派遣された職員に対してその派遣元である国や地方の行政機関から旅費が支給されないことから、その代わりに支給されるものです。

また、その支給基準は国家公務員の日額旅費及び宿泊等に要する経費等を総合的に勘案し、実費相当額となるよう定められています。

このようなことから、この災害派遣手当は、非課税所得として取り扱ってよいとしています。

